

平成二十六年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

平成二十六年九月十日（水曜日）

出席委員（十四名）

委員長 奈良岡 文 英

副委員長 奈 良 完 治

委 員 前 田 信 一

鶴賀谷 貴

藤 林 公 正

相 馬 勝 治

佐々木 政 美

浅 利 直 志

清 水 孝 夫

小 野 稔

吉 村 忠 男

工 藤 健 一

横 山 哲 英

野 呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町 長

総務課長選管事務局長併任

平 田 博 幸

五十嵐 晋

企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会計管理者会計課長兼務
上 下 水 道 課 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
学校給食センター所長
農 業 委 員 会 会 長

能 登 谷 英 彦
横 山 精 逸
三 浦 郁 雄
齋 藤 美 津 昭
対 馬 猛 清
三 上 正 裕
榊 淳 一
幸 田 信 雄
神 忠 勝
三 浦 秀 男
田 澤 文 雄
武 田 登
工 藤 峰 靖
小 杉 利 彦
佐々木 盛 男
野 呂 廣 志

事務局職員出席者

事 務 局 長
副 参 事

佐々木 克 治
三 浦 孝 司

審 査 日 程

議案第六十三号 平成二十五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十四号 平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十五号 平成二十五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十六年九月十日

開 議 午前十時〇〇分

○委員長（奈良岡文英君）

皆さん、おはようございます。

きのうに引き続き、きょうも活発なご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査日程に従い、本日は議案第六十三号平成二十五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初めとし、全部で三件を審査する予定であります。各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第六十三号平成二十五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

改めまして、おはようございます。

それでは、議案第六十三号平成二十五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要についてご説明いたします。決算書の三百二十八ページをお開きください。

水道事業の収益的収入及び支出の決算を三百二十八ページからの収益費用明細書でご説明いたします。

まず、収益であります。第一款水道事業収益は三億五千二百六万一千八百四十二円となっております。第一項営業収益三億四千八百七十四万一千十八円のうち、第一目給水収益は三億四千八百八万八千十八円で、これは第一節水道料金三億三千八百四十四万三千九百二十円と、第二目メーター使用料九百六十四万四千九十八円の合計額でありま

す。

第二項営業外収益二百五十二万八百二十四円の主なものは、第一目の受取利息では、第二節の貸付金利息、これは農業集落排水事業会計への貸付金に対する平成二十五年度分の利息であり、第二目の他会計補助金は津軽広域水道企業団の諸施設建設のため、借り入れした企業債の利息分を繰出基準に基づき一般会計から繰り入れしたものであります。

三百二十九ページをごらんください。次に、費用についてご説明いたします。第一款水道事業費用は三億二千七百七万九千六百四十九円となったものであります。第一項営業費用三億三百五十一万一千八百四十四円のうち、第一目浄配水費の主なものは第四節の修繕費や第七節の受水費であります。このうち第七節受水費一億二千八百九十万三千九百六十九円は、津軽広域水道企業団から水を買うための費用であります。第三目総係費の主なものは、第二節給料、第三節手当、第四節法定福利費の人件費や、次の三百三十ページの第十四節水道メーター検針業務等の委託料、第十六節料金口座振替やコンビニ収納サービス等の手数料であります。それ以外の営業費用では、第四目減価償却費九千九百九十九万七千七百五十五円、これは建物等の各資産の平成二十五年度の費用化分であり、第五目資産減耗費一千八百五十九万九千四円、これは旧富柳浄水場解体等に係る資産除去の費用化分であります。減価償却費も資産減耗費も、費用ではあります。実際にはお金が外へ出て行かない費用であることから、内部留保資金として後ほどご説明する資本的収支の不足額の補填財源となるものであります。

次に、第二項営業外費用二千二百七十七万三千九百十七円であります。これは財政融資資金等の企業債の支払利息であります。

第三項特別損失七十九万三千八百八十八円は、死亡、住所不明及び破産で徴収不能となった水道料金を不納欠損として処分した額であります。

三百三十一ページをごらんください。次に、資本的収入及び支出の決算についてご説明いたします。収入であります。第一款資本的収入は一千二百六十六万六千二百九十二円で、その内訳は第一項他会計繰入金は一般会計からの出資金と

負担金ではありますが、出資金は、上水道の広域経営を促進するため、津軽広域水道企業団の諸施設建設のため借り入れた企業債の元金償還分を繰出基準に基づき一般会計から繰り入れした出資金であり、負担金は消火栓の更新と新設分として繰出基準に基づき一般会計から繰り入れした負担金であります。

第三項長期貸付金は、農業集落排水事業会計への貸付金に対する同会計からの元金償還分であります。

次に、支出ではありますが、第一款資本的支出は一億一千三百四十六万四千七百七十八円で、その内訳は第一項建設改良費は消火栓の更新や新設に係る経費、第二項固定資産購入費は、新会計システム構築や、水道資産評価等システム構築に係る経費であり、第三項企業債償還金は、財政融資資金等の企業債償還元金であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億七十九万七千八百八十六円は、減債積立金や減価償却費等の内部留保資金で補填しております。

続きまして三百十六ページをお開きください。平成二十五年度藤崎町水道事業損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書とは、利益、あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるもので、いわば一年間の経営の成績表であります。

下から三行目を見ていただきたいのですが、今、収益費用明細書でご説明しました水道事業会計の平成二十五年度の一年間の経営活動の結果、その純利益は二千四百十八万二千百九十三円となったものであります。

次に、水道事業の経営活動を供給単価と給水原価でご説明いたします。三百二十五ページをお開きください。三百二十五ページの（三）事業収入に関する事項イ収入の状況の表の一番下の供給単価をごらんください。供給単価、すなわち水道水一立方メートルを売ったときの収益が二百六十・九円であり、次のページのですね、三百二十六ページの（四）事業費に関する事項の表の一番下給水原価、すなわち水道水一立方メートルをつくる時に係る費用は二百四十四・五円であったため、その結果として二千万円ほどの純利益を計上したものであります。

次に、三百十八ページをお開きください。下の平成二十五年度藤崎町水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたし

ます。右端の欄、未処分利益剰余金をごらんください。平成二十五年度の未処分利益剰余金、つまり純利益二千四百十八万二千百九十三円を条例第二条、つまり藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例第二条に基づき、平成二十六年以降の企業債元金償還に充当するため、全額減債積立金に積み立てするものであります。

次に、三百二十ページと三百二十一ページをお開きください。平成二十五年度藤崎町水道事業貸借対照表について若干ご説明いたします。貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財産の状況をあらわしたものです。この貸借対照表の決算数値は企業の収益性、健全性、効率性を確認し、経営方針を決定するための経営分析を行うための材料となるものであります。経営上重要と考えられる決算数値の一つに資産の部の二、流動資産と、負債の部の三、流動負債の差額、つまり不良債務の発生の有無があります。三百二十ページの下から二行目の流動資産合計が一億七千七百二十八万二千九百八十九円に対し、三百二十一ページの上から四行目の流動負債合計が二千九百四十万六千二百六十三円ですので、流動資産から流動負債を差し引いた額が一億四千七百八十七万円余りのプラスであることから、平成二十五年度現在の水道事業会計においては、不良債務が発生しておりません。すなわち、本定例議会の報告第十二号平成二十五年度藤崎町資金不足比率の報告の件の報告にもありますように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律でいうところの、資金不足とはなっておらず、経営の健全性が保たれている状況にあります。

最後に、企業債残高についてご説明いたします。三百二十七ページをお開きください。そのところの四会計の（二）企業債及び一時借入金の概況のロ企業債の現在高をごらんください。先ほど資本的収支でもご説明しましたように、本年度償還額の元金が九千五百十四万九千一百円であったことから、平成二十五年度末償還残高は九億九千五百五十六万五千三十九円となったものであり、ようやく平成二十五年度末で企業債残高が十億円を切っております。

以上で、平成二十五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

会計のですね、報告書も以前から見ますと、幸田課長が課長になってからだと思えますけれども、非常にわかりやすくといえますか、わかりやすくなったんでしょうけれども、なったんだというふうに思って評価しているところでありませぬ。

それです、それで今貸借対照表の説明もあったんですけども、三百三十二ページのところでですね、無形固定資産明細書があって、これが三月三十一日時点でゼロになっているんですけども、この三百三十二ページの無形固定資産明細書ソフトウェアが三百八十六万円からゼロになった理由といえますか、その辺はどのような状況でこうなったのか。もう使わないからというような意味合いなのか、そもそもソフトウェア、どんなソフトウェアなのかということと、どういう会計上の取り扱いをしたのかということをお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

三百三十二ページですね、無形固定資産明細書のソフトウェア、これはですね、東芝の会計システムでございます。今、新しい会計システムによって、東芝の会計システムはもう廃棄しましたので、ここで資産はゼロになったということで、こういう表記になっております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

廃棄になったから、じゃあそうすれば新たないわゆる富士通系列のですね、ものにするとソフトウェアというのはですね、富士通系、この無形固定資産にカウントされる部分は出るというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

新たにその新会計システムになったわけでございますけれども、この中にはソフト、ハード両面入っておりますので、今後はこれ一つでですね、資産の部、ここで言いますとですね、仮勘定にもあったんですけれども、この仮勘定分をですね、機械及び装置九百八十……、その上の表のですね、機械及び装置九百八十一万七千二十五円の中にソフトもハードも入っております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

資本的収入支出の明細のところ三百三十一ページのところでありますけれども、この水道資産評価システム構築業務委託料六百五十一万円ほど支出したというふうなことなんですけれども、これはもう成果品ができ上がったというようなことであるんでしょうけれども、資産勘定といいますか、そういうのはどういうふうになっていくものなんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

水道資産評価等システム構築事業、これはですね、二十五年度からですね、二十七年度までの継続費を設定しております。したがってまだ成果品はございません。ただ、資産の老朽度を調査して、見える化を図るということで、今現在構

築しているわけですがけれども、今その部分はですね、お手元の決算書の三百三十二ページのですね、有形固定資産明細書の一番下のですね、建設仮勘定、先ほど言いましたように、継続費を設定しておりますので、今現在は建設仮勘定のほうに今あります。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十四号平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、引き続きまして、議案第六十四号平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要をご説明いたします。

まず、三百六十二ページをお開きください。農業集落排水事業の収益的収入及び支出の決算を三百六十二ページからの収益費用明細書でご説明いたします。

まず、収益であります。第一款集排事業収益は二億五千三百九十九万九千九百八十円となっております。第一項営業収益一億五千五百五十五万三千九十七円のうち、第一目集排使用料は八千八百九十九万六千九十七円であり、第二目雨水処理負担金一千六百四十一万円は、汚水私費、雨水公費という下水道事業の基本的考え方に基づく一般会計からの繰入金であります。

また、第二項営業外収益第二目他会計補助金一億四千八百十一万六千円は、繰出基準等に基づく一般会計からの繰入金であります。

続きまして三百六十三ページをごらんください。次に、費用であります。第一款集排事業費用は二億四千三百十万七千九百六十六円となったものであります。第一項営業費用は一億七千八百七十四万六千五百五十円で、第一目管渠費一千四百八十六万二千九百五十八円は、町内に三十三カ所ある農業集落排水関連マンホールポンプ場等に係る諸経費であります。第二目処理場費四千四百九十五万三千八十四円は、町内に七カ所ある汚水処理施設に係る諸経費であり、その主なものは、第五節の汚水処理施設維持管理業務委託料等の委託料、第六節の汚泥収集運搬手数料等の手数料であり、このうち汚泥収集運搬手数料、脱水汚泥運搬手数料、汚泥肥料製造手数料は、循環型社会構築を目指し、各処理施設から排出される汚泥を肥料化するために係る諸経費であります。また、第七節は、常盤地区処理施設し渣脱水機修繕費等の修繕費、第九節動力費は、各処理施設の電気料であります。このうち、修繕費は処理施設そのものが年々老朽化することもあり、修繕費の増大が農集排事業経営を圧迫することが懸念されます。そこで、上下水道課では、今、最適化整備構想を策定し、農業集落排水施設の劣化度を調査、施設機能保全のための方策を検討することにしております。その他の営業費用では、三百六十四ページの第三目総係費二千五十万四千百一円は、第一節給料、第二節手当、第三節法定福利費の人件費、第十二節の負担金とその主なものであります。このうち、負担金の飯田・林崎処理施設維持管理費負担金は、板柳町にある飯田・林崎地区水処理センターの維持管理費のうち、藤崎町負担分であります。また、第十四目の減価償却費九千八百四十二万六千七円は、建物等の各資産の平成二十五年度の費用化であります。減価償却費は費用ではありますが、実際にはお金が外へ出ていかない費用であることから、内部留保資金として後ほどご説明する資本的収支の不足額の補填財源となるものであります。

第二項営業外費用六千四百六万六千八百八円であります。これは財政融資資金等の企業債利息と水道事業会計からの長期借入金利息であります。

第三項特別損失二十九万五千七百八円は、死亡、住所不明及び破産で徴収不能となった集排使用料を不納欠損として処分した額であります。

次に、資本的収入支出についてご説明いたします。三百六十五ページをお開きください。

まず、収入であります。第一款資本的収入は八千五百万円で、その内訳は、第一項企業債資本費平準化債であります。この資本費平準化債は、元金償還期間と減価償却期間との差により、構造的に生じる農業集落排水事業会計の現金不足額を補填する企業債、つまり借金の穴埋めの性格の企業債であります。

第二項他会計繰入金は、企業債償還に充当するため、繰出基準に基づく一般会計からの出資金であり、第三項県補助金は最適化整備構想を策定事業に係る国財を伴う県補助金であります。

次に、支出であります。第一款資本的支出は一億八千九百八十二万九千三百九十七円で、その内訳は第一項建設改良費が最適化整備構想策定事業費第二項固定資産購入費が新会計システム構築費第三項企業債償還金が財政融資資金等の企業債償還金であり、第四項他会計借入金償還金は、水道事業会計からの長期借入金残高に対する元金償還分であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億四百八十二万二千三百九十七円は、減価償却費の内部留保資金等で補填しております。

続きまして、三百五十ページをお開きください。平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書とは、利益あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるもので、いわば一年間の経営成績表であります。

下から三行目以降を見てください。今、収益明細書でご説明しました農業集落排水事業会計の平成二十五年度の一年間の経営活動の結果、純利益は一千八十九万二千十四円となったものであります。ただし、平成二十五年度末の繰越欠損

金が二億七千四百七十八万六千七百六十三円であることから、当年度純利益はこの繰越欠損金に充当しますので、平成二十五年度末の未処理欠損金、つまり繰越欠損金は二億六千三百八十九万四千七百四十九円となるものであります。

続きまして、三百五十四ページと三百五十五ページをお開きください。

平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業貸借対照表について若干ご説明いたします。

貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財政状況をあらわしたものです。この貸借対照表の決算数値は、企業の収益性、健全性、効率性を確認し、経営方針を決定するため、経営分析を行うための材料となるものであります。経営上、重要と考えられる決算数値の一つに、三百五十四ページの資産の部の二、流動資産と、三百五十五ページの負債の部の四、流動負債の差引額、つまり不良債務の有無があります。三百五十四ページの下から二行目、流動資産合計六千七百八十五万二千六百六十五円に対し、三百五十五ページの上から八行目、流動負債の合計が二千四百七万五千七百四十三円であることから、その差金額がプラスの四千三百七十七万六千九百二十二円となり、平成二十五年度末現在では不良債務は発生しておりません。すなわち、本定例議会の報告第十二号平成二十五年度藤崎町資金不足比率の報告の件の報告にもありますように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律でいうところの資金不足とはなっておらず、経営の健全性が保たれている状況にあります。しかし、三百五十四ページの下から三行目の未収金には、現在、回収不能、すなわち不良債権化している集排使用料も含んでいることから、将来的に流動負債が流動資産を上回った場合は、不良債務の発生、つまり資金繰りが不可能となっていることを意味し、早急かつ抜本的な経営の健全化策が必要となります。

三百六十一ページをお開きください。最後に企業債残高、つまり農業集落排水事業会計が持つ借金についてご説明いたします。（ロ）企業債の残高の合計欄をごらんください。先ほど資本金的収入支出でご説明しましたように、本年度借入高が四千九百万円、本年度の元金償還額が一億七千五百九十八万七千三百八十八円であったことから、平成二十五年度末の企業債残高は二十九億百九十七万五千九百五十三円となったものであり、ようやく三十億円を切った状況です。

以上で、平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。野呂委員。

○野呂日出男委員

三百六十四ページの一番下の特別欠損の件でありますけれども、二十九万五千七百八円で、いわゆる欠損処分した件でありますけれども、これは戸数にして何戸ぐらいですか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

農業集落排水事業のですね、不納欠損の額については、死亡が一件、破産者が二件でございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

水道会計は全体的にですね、健全性を維持している。ただ、農業集落排水事業会計についてはですね、結果的には累積欠損金が二億六千万円ほどまだ出ているんですよという今までの歴史というか、ある面では過剰投資、金食い虫状態、それから加入戸数が伸びないというのがあるんだらうと思っておりますけれども、それで、お聞きしたいのはですね、収益費用明細書の三百六十二ページのところです。一般会計補助金で、うち基準内繰入金というのと、基準外繰入金というので明記されておりますけれども、一億二千二百四十七万ほどでありますけれども、この基準内繰入金のですね、

内訳といたしますか、ルール分というのはどういうふうなものになっていらっしゃるのでしょうか。

関連して、基準外繰入金についてもお聞きしたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。農業集落排水の基準内繰入金一億二千二百四十七万八千円についてでございますけれども、この基準内繰入金というのはですね、毎年総務省のほうから四月に、地方公営企業繰出金についてという通知が来ます。その中に下水道部分がございます、例えばですね、先ほどもご説明しましたように、まだ企業債の残高が三十億円ほどあります。その三十億円に対しては元利償還金が当然発生するわけですが、この元利償還金についての一部については、国のほうが一般会計に対して、普通交付税で財政支援しております。その財政支援分を今回繰入金でその農業集落排水のほうに入れていただくということになっておりまして、具体的なものとしましては、ちょっと細くなるんですが、これまで打った企業債の一部の元利償還金に対して、普通交付税で措置させる分、一部ですが、この分を繰り入れた部分でございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますとですね、今の説明、もうちょっとゆっくりやればもうちょっと頭に残ったのかなと思っておるんですが、いわゆる元利償還分、つまり広域化だとか、さまざまな投資をした。設備投資をしたと。そういう元利償還分を交付税措置がされている部分がある。部分というか、この一億二千万円ほどは交付税措置がされているというようなこ

とで考えればよろしいんですね。単純に町の財政を全部一億二千万円出したというふうに考える必要はないというふうに理解してよろしいんですね。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

はい、そのとおりでございます。元利償還金の一部については国から一般会計のほうに普通交付税措置されております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

もう一つになるか、ちょっと二つになるか、ちょっとわからないんですけれども、堆肥化も進めたいというふうに事業報告の中でもですね、うたってというか、表記されているんですけれども、実際、堆肥化されている現状は堆肥化されているとか、花壇だとか、そういうのはそれでちょっとわかるような気がするんですけれども、実際水田だとか、そういうふうに利用されている現状というの、どんな現状になっているんですか。その辺をそこをお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

三百六十三ページのですね、中ほどにある処理場費の手数料、先ほどご説明しましたように、そこに書かれている汚泥収集運搬手数料二百五十万円ほど、脱水汚泥運搬処分手数料三百八十万円ほど、汚泥肥料製造手数料が十二万五千五百二十四円となっております。このうちですね、実際にその配布しているというのがですね、その汚泥肥料製造手数料

でございます、平成二十五年度分で言えばですね、十五キロが百二十袋、三キロがですね、一千袋用意しました。それですね、主にですね、秋まつりのときにですね、加入促進のパンフレットと一緒に配布しているというのが現状でございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そういう具体的な取り組みをしていらっしゃると。十和田のほうに運搬してというようなことで、その結果として三キロ、十キロ袋というか、そういうのをつくって、配布したと。そこはわかるんです。わかるというか、けども、それは花壇に使われたのかね、いわゆる農業用に本当に使われたのかですね。また、農業用に使っていいものなのかどうか、そういう基準をクリアできるものなのかどうかというのはね、農産物にとってですね、その辺はどういう判断をなさっているのでしょうかということをお聞きしているわけでありませう。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

配布したその後はですね、その持ち帰った方が例えばですね、根菜類に使う、または薬物野菜に使う、そういった方もございます。また、花壇に実際使っている方もございますけれども、その辺の実態は捉えておりません。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

野菜に使うって、いわゆる問題はないのだというようなことですね、使いたい人は家庭菜園で使うのはいいだろうけれども、生産、出荷分として適合するものなのかどうなのかですね。その辺もしっかり精査、確認、検証していただきたいなということを要望しておきたいと思います。

修繕費のことですけれども、課長自身が七カ所あるそういう施設、集排施設の修繕費ですね。これからふえていく懸念があるなというふうなおっしゃり方をしておったんですけれども、この常盤地区処理施設し渣脱水機修繕費二百十万円と。課長にちょっと聞いたところによると、絞ったかすを常盤の場合はケーキ状にするんですよね。早い話、そういうのを修理したというふうに理解するんですけれども、これ、その部分の機械をまるっと取りかえてしまったのかな。それとも部分的にやっつて二百十万円かかったというふうなことなんでしょうか。内容を簡単に説明していただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

処理施設というのは、回分槽もあれば、破碎機もあれば、微細スクリーン等々、たくさんその部品で成り立っているわけございまして、今、そのし渣脱水機、これはまるまる交換しました。交換したところで、その減価償却費等の関連もございしますので、その一部を取りかえたからといって、新たにその資産に計上するのではなく、資産のその一部を修繕したということで計上しております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

この企業債残高についてちょっとお伺いいたします。二十五年度で約二十九億円、三十億円を切った二十九億円台と

今聞いておりますけれども……。

○委員長（奈良岡文英君）

済みません。何ページですか。

○吉村忠男委員

三百六十一ページだそうです。

それで、合併当時、約十年ぐらい前ですね。そのときの企業債の残高はどのくらいあったもんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

これはほとんどが元利金等方式ですので、年々元金均等ではございませんので、大体ちょっとはつきりは十年前は申し上げられないんですけれども、ここで大体二十五年度で大体返還が一億七千五百万円ほどありますので、逆算しますと、十七億円ほど減った額かなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

先ほどお聞きしました基準内繰入金と。交付税措置も元利償還分については交付税措置をされているというふうな答弁があったんですけれども、これが企業会計全面適用というふうになっていてもですね、この基準内繰り入れというのはですね、変わりはない、取り扱いについては変わりはないんですよ。その点が一つとですね。

もう一つは、ちょっとバックするようなんですけれども、ギアバックの状態、水道会計がやけに少ないかというふうに思うんですけれども、基準内繰り入れというのがですね。それは何か原因があるんでしょうかということ、関連して聞く

ことを許していただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

今のご質問は、今、平成二十六年四月から農業集落排水事業会計には、法の全適、全部適用ということになりましたけれども、これまでもですね、財務の一部適用をしてございました。したがってですね、今、地方公営企業繰出金、総務省が出す通知の中ではですね、変わることはございません。これまで同様、全部適用になったところで変わることはなく、これまでどおりだと思います。

それとですね、もう一つ、水道事業の繰出金はなぜ少ないのかということでございますけれども、水道事業のですね、繰出金はあくまでも広域化に対する国の措置があるということで、これは元利償還金の三十分の七、これは昭和五十七年から昭和六十一年にかけて整備したのものに対する企業債のものでございますけれども、この三十分の七に対する繰出基準しかございませんので、少ないということでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十五号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、最後にですね、議案第六十五号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要についてご説明いたします。

三百九十六ページをお開きください。下水道事業の収益的収入及び支出の決算を三百九十六ページからの収益費用明細書でご説明いたします。

まず、収益であります。第一款下水道事業収益は二億一千七百八十八万三千八百六円となっております。第一項営業収益一億八百三十六万六千三百五十九円のうち、第一目下水道使用料は八千七百四十五万九百九十二円であり、第二目雨水処理負担金一千九百五十一万五千円は、汚水私費、雨水公費という下水道事業の基本的考え方に基づく一般会計からの繰入金であります。

第二項営業外収益一億九百五十一万七千四百四十七円の主なものは、第二目他会計補助金の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金であります。

三百九十七ページをお開きください。次に、費用であります。第一款下水道事業費用は二億七百五十三万三千四百三十二円となっております。第一項営業費用は、一億四千四百三十九万八千九百二十九円で、その主なものは第一目管渠費七百十萬九百二十二円で、これは町内に十五カ所ある公共下水道関連マンホールポンプ場等に係る諸経費であります。

第二目総係費は五千五百六十五万一千八百九十五円の主なものは、第一節給料第二節手当、第三節法定福利費の人件費や第九節の三千石堰整備調査業務委託料等の委託料、第十三節の岩木川流域下水道維持管理負担金等の負担金であります。このうち、岩木川流域下水道維持管理負担金は、岩木川流域下水道事業の施設維持管理費に係る構成市町村負担分のうち、藤崎町分の負担金であります。それ以外の営業費用としましては、三百九十八ページの第三目減価償却費八千六百六十四万六千百十二円、これは構築物等の資産の平成二十五年度の費用化分ではありますが、減価償却費は費用では

ありますが、実際にはお金が外へ出て行かない費用であることから、内部留保資金として後ほどご説明する資本的収支の不足額の補填財源となるものであります。

次に、第二項営業外費用六千二百五十八万二千五百五十円ではありますが、これは財政融資資金等の企業債利息であります。

第三項特別損失五十五万一千九百五十三円ではありますが、これは住所不明で徴収不納となった下水道使用料を不納欠損として処分した額等であります。

三百九十九ページをごらんください。次に、資本的収入及び支出の決算についてご説明いたします。

まず、収入ではありますが、第一款資本的収入は一億四千九百七十万円で、その内訳は、第一項企業債は岩木川流域下水道の建設改良費負担金に係る下水道事業債、国の公費負担見通しに係る下水道事業債特別措置分、それに資本費平準化債ではありますが、資本費平準化債は元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる下水道事業会計の現金不足額を補填する企業債であって、つまり借金の穴埋めの性格の企業債であります。

第二項他会計繰入金は、企業債償還に充当するため、繰出基準等に基づく一般会計からの出資金であります。

次に、支出ではありますが、第一款資本的支出は二億三千二百二十万一千百四十円で、その内訳は第一項建設改良費、岩木川流域下水道事業建設負担金や、第二項固定資産購入費、新会計システム構築費、それに第三項企業債償還金は、財政融資資金等の企業債元金償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額八千二百五十万一千百四十円は、減債積立金や減価償却費等の内部留保資金等で補填しております。

続きまして、三百八十四ページをお開きください。平成二十五年度藤崎町下水道事業損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書とは、利益あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるもので、いわば一年間の経営成績

表であります。

下から三行目を見てください。今、収益費用明細書でご説明しました下水道事業会計の平成二十五年度の一年間の経営活動の結果、純利益は一千三十五万三百七十四円となったものであります。

次に、三百八十六ページをお開きください。下側の平成二十五年度藤崎町下水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたします。右端の欄、未処分利益剰余金をごらんください。平成二十五年度の未処分利益剰余金、つまり純利益一千三十五万三百七十四円を条例二条、つまり藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例第二条に基づき、平成二十六年以降の企業債償還元金に充当するため、全額、減債積立金に積み立てするものであります。

次に、三百八十八ページ、三百八十九ページをお開きください。平成二十五年度藤崎町下水道事業貸借対照表について若干ご説明いたします。

貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財政の状況をあらわしたものです。この貸借対照表の決算数値は、企業の収益性、健全性、効率性を確認し、経営方針を決定するための経営分析を行うための材料となるものであります。経営上重要と考えられる決算数値の一つに、三百八十八ページの資産の部の二、流動資産と、三百八十九ページの負債の部、四、流動負債の差し引き額、つまり不良債務の有無があります。三百八十八ページの下から二行目、流動資産合計四千九百二十四万六千円に対し、三百八十九ページの上から七行目、流動負債合計が一千七百七十一万二千五百六十二円であることから、その差し引き額がプラスの三千七百五十二万円ほどになり、平成二十五年度末現在では、不良債務は発生しておりません。すなわち、本定例議会の報告第十二号平成二十五年度藤崎町資金不足比率の報告の件の報告にもありますように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というところの資金不足とはなっておらず、経営の健全性が保たれる状況にあります。しかし、三百八十八ページの下から三行目の未収金には、現在回収不能、すなわち不良債権化した下水道費用も含んでいることから、将来的に流動負債が流動資産を上回った場合、不良債務の発生、つまりは資金繰りが不可能となっていることを意味し、早急かつ抜本的な経営の健全化策が必要となります。

次に、三百九十四ページをお開きください。最後に企業債残高、つまり下水道事業会計が持つ借金についてご説明いたします。

(ロ) 企業債の残高の合計額をごらんください。先ほど資本的収支でもご説明しましたように、本年度借入高が九千九百七十万円、本年度の元金償還額が二億二千三百七十一万三千三百九十円であったことから、平成二十五年度末の企業債残高は二十九億三千七十一万六千六百四十二円となったものであり、ようやく三十億円を切った状況にあります。

以上で、平成二十五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件について、その概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

三百九十七ページでしょうか、費用のところであります。この会計システム保守委託料ということで十六万五千円ほど計上していますよね。これは何といたしますか、古い東芝さんのを使ってこういうような委託料の金額になっているのでしょうか。それとも新たに変わってしまったのでしょうか。その辺の会計年度全体にわたることになりますけれども、お聞きしたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

三百九十七ページの委託料の会計システム保守委託料十六万五千円、これは先ほどもご説明しましたですね、東芝の会計システム、これが決算まで必要だということで、保守業務が発生しております、六カ月間、その分の十六万五千円で

ございます。新たなですね、会計システムのものはですね、この保守業務委託料は、新たに構築された費用の中に入っておりますので、新たなその五年間は会計システム保守委託料は発生しません。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、大事なことをお伺いしたんです。大事なというか、つまりいわゆる保守委託のそれでは五年間ですね、新たなものについてはですね、発生しないんだと。この十六万五千円というのは東芝さんの最後の委託料だというふうな説明だったんですけれども、いずれにしても、そうすれば、契約によってですね、この例えば東芝さんと契約していたですね、過去五年間といいますか、そういうのについては、いわゆるプログラム使用料といいますか、そういうのを特別とっていたというような契約ではなかったというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

この東芝さんのその会計システムについては、平成二十五年度の九月まで、まず保守がございました。というのもですね、二十四年度決算まではですね、その東芝システムが稼動していましたので、決算書を作成するためにですね、この六カ月間、保守をつけたということでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その下ですね、三千石堰整備調査業務委託料四百五十万円というようなことで、せんだって私も何だか四百五十万円

の品物ってどういうものでしょうかって、見に行っただけ抱いてみたんですけれども、この触って見たんですけれども、申しわけないです。訂正させていただきます。調査業務委託料、この調査業務というのはですね、いわゆる三千石堰、我々も見に行っただけなんですけれども、実際、調査業務というのはどういう内容をですね、やったのかというようなことについては、調査業務の委託内容といいますか、その辺についてはどうなっているんでしょうか。成果品はできているということでありましたんですけれども。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

この四百五十万円についてはですね、昨年ですね、県のほうにですね、三千石堰の下流域を整備したいというふうに相談していた結果、仙台の地方整備局のほうから、ただそこを整備するのでは、ただU字溝を入れて整備するのではなく、もっとほかの手法も考えたらどうかということでアドバイスを受けてました。そこで、この四百五十万円ほどをかけてですね、とりあえず三案、四案を考えました。一案がですね、要するに下流域にU字溝を埋めていく方法とか、あるいはまた藤崎のですね、除雪センターに穴を掘って、貯水槽をつくるとか、あるいはまた平川のほうに流す方法は掘削して流す方法はどうかというふうなことを調査するための費用を計上したものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

せっかくチャート図もつくっていただいておりますので、重要項目四百十一ページのところです。いわゆる藤崎の場合、会計上は集落排水のほうは二億円、現在でも累積で二億六千万円ほどの繰越欠損金があるよ。下水道のほうはそれなりに累積でも一千万円ほどプラスというか、そういう方向になっているんですけれども、このチャート図を見ながら、

何かその辺の原因は何かと、単純に素人的に考えれば、集排施設が七カ所もあるからそういうふうになっているのかなというふうに思うんですけども、四百十一ページのですね、このチャート図、主要な指標についてチャート図で示されておりますので、今後は合体するんでしょうけれども、企業会計として合体するんでしょうけれども、この四百十一ページでもよろしいので、集排とこの下水道の違いというのはどの辺にあるのかですね。課長の思っいらっしゃることを説明していただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

今の繰越欠損金が集排が二億円以上あると。そして下水道事業がほとんど一千万円ほどの黒字を計上しているということでございますけれども、この大きな原因がですね、結局は農業集落排水事業のなぜその繰越欠損金が発生したかと言えばですね、水道事業から一億円ほど借りております。これがまず二億円部分の一億円です。もう一つがですね、資本費平準化債の未利用部分ということで、これは三条の赤字を充てた部分なんですけれども、これが集排だと一億円ほどあります。その合計額で大体二億円ほどの赤字が出ているということで、そこが一番大きなところでございます。

ただ、今後今比較してどうなのかということでございますけれども、例えばですね、農業集落排水事業で言えば、三百六十三ページ、三百六十三ページのですね、処理場費、これは委員のご指摘の七つの処理場のですね、経費が大体四千四百九十五万三千八十四円かかっております。その主なものはですね、今後もふえるであろう修繕費等々が年々増加するというので大体四千五百万円ほどかかっているわけですけども、一方ですね、下水道のですね、維持管理費はですね、三百九十七ページをごらんください。そこの十三節負担金のところにですね、岩木川流域下水道維持管理負担金三千五百九十万円ほど、これは全体で藤崎町が負担するのは三%でございます。その三%分がですね、大体三千六百万円、単純比較しますと、大体その施設の維持管理には公共水道であれば三千六百万円、集排でいけばですね、そこの処

理場費四千五百万円ほど、大体一千万円ほどの乖離がございまして、これが年々増大していくということですので、今後も農業集落排水事業の経営は苦しいかなと思っております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十五号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査、また活発なご審議、大変ご苦労さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午前十一時〇六分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委員長 奈良岡 文 英